介護保険

介護保険

問介護保険課資格保険料係 < □03-5803-1379</p>

40歳以上の方が被保険者(加入者)となって保険料を負 担し、介護が必要な状態と認定されたときに、費用の1割・2 割・3割を負担して介護サービスを利用する仕組みです。

	第1号被保険者	第2号被保険者
加入する方	65歳以上の方	40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方
被保険者証	区から被保険者証を交付	要介護・要支援認定の申請をして認定された場合 などに交付

届出

保険料

届出が必要な場合	問合せ	
転入の場合で、前住地で要介護(支援)認 定を受けていて、文京区でも引続き介護 保険のサービスを利用する方	介護保険課認定調査係 心 03-5803-1377	
要介護(支援)認定を受けている方が転 出するとき	介護保険課資格保険料係 心 03-5803-1379	
被保険者証・負担割合証を紛失したとき	(被保険者証) 介護保険課資格保険料係 3. 3-5803-1379	
被保険者証・負担割合証を破損したとき	(負担割合証) 介護保険課給付係 └03-5803-1388	

※必要書類等詳細は、各問合せ先へ

わたしたちの介護保険

▶ 掲載内容

介護保険の仕組み

● 無料配布

介護保険課・高齢者あんしん相 談センター(地域包括支援セン ター)窓口で希望者に配布 ※区ホームページにも掲載



(令和5年度版見本)

問介護保険課介護保険管理係 ****03-5803-1389

問介護保険課資格保険料係 403-5803-1379

	第1号被保険者	第2号被保険者
保険料の算定	基準保険料(年額) = 文京区の介護サービス総費用のうち第1号被保険者負担分÷文京区の第1号被保険者数※5年4月~6年3月の基準保険料※72,200円を基に、本人や世帯構成員の所得金額や住民税の課税状況に応じて所得段階を設定	● 国民健康保険加入者(
保険料の納付	② 年金が年額18万円以上の方(特別徴収) 年金の定期支払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ 差引かれる ② 年金が年額18万円未満の方(普通徴収) 区から送付される納付書又は□座振替により、介護保険料を 毎月個別に納める	☑ 国民健康保険加入者国民健康保険料として世帯主が納める② 各医療保険者医療保険料として給与から納める

保険料の減免

災害や生計中心者の死亡など特別な事情があるときは、申請により保険料の減額・免除を受けられる場合があります。ま た、第2段階・第3段階で収入・預貯金等が基準以下で、生計が困難と認められる方は、申請により保険料が減額される個別 減額制度があります。

介護サービス

サービスの利用

介護保険のサービスを利用するためには、要介護(要支援)認定の申請が必要です。

利用者は、認定された支給限度額内であれば、原則として費用の1・2・3割を負担し、サービスが利用できます。ただし、施設サービスでの居住費・食費や日常生活費等は、自己負担になります。

	第1号被保険者	第2号被保険者
介護保険 サービスが 利用できる方	のため、人浴・排せつ・食事等の口覚生活上の企業	加齢を原因とする特定疾病によって、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の介護や支援が必要になった方

居宅(介護予防)サービス計画の作成

認定結果をもとに、心身の状況に応じて、「要介護1~5」の方は、居宅介護支援事業者と話し合い、各種サービスを組み合わせた居宅サービス計画(ケアプラン)を作成します。「要支援1・2」「非該当」の方は、高齢者あんしん相談センターにご相談ください。

問介護保険課介護保険相談係 ◆03-5803-1383

サービスの種類		
	主なサービス	
居宅 サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入、住宅改修、特定施設入居者生活介護	
施設 サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設(老人保健施設)、介護療養型医療施設(介護医療院)	
地域密着型サービス	定期巡回·随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型通所介護、地域密着型介護老人	

※その他、要支援1・2の方や基本チェックリストで生活機 能等の低下が見られた方に対する総合サービス事業あり

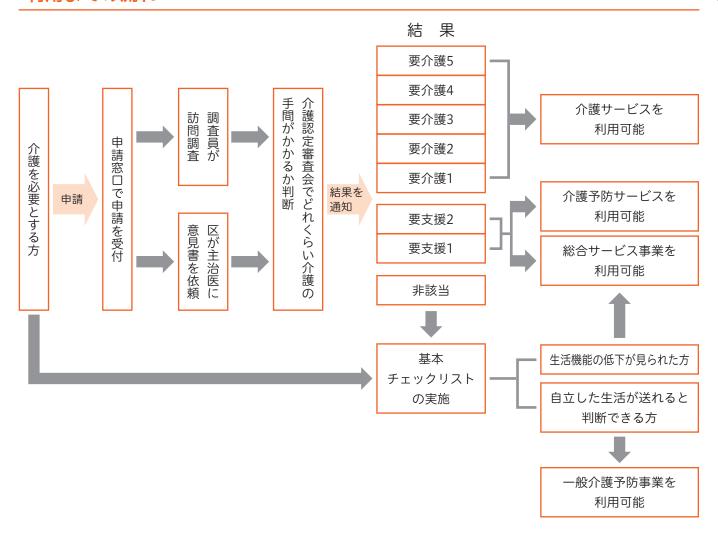
介護保険の申請窓口

問介護保険課認定調査係 **へ03-5803-1377** 各高齢者あんしん相談センター □ P31

福祉施設入所者生活介護

※申請に必要なものは、申請窓口に要確認

利用までの流れ



その他の補助

事業名	内 容	問合せ	
高額介護(介護予防)サービス費の支給	利用者負担月額が、上限額を超えた場合、申請により超えた分を後から支給 ※対象者には、「高額介護(介護予防)サービス費支給申請書」を送付 ※施設での居住費・食費・日常生活費、特定福祉用具購入・住宅改修の利用者負担分は対象外		
特定福祉用具購入費 住宅改修費の支給	特定福祉用具購入費や住宅改修費について領収書等を添付して申請すると、後日費用のうち介護保険給付分を支給(住宅改修費は工事着工前に事前申請が必要)	<u> </u>	
居住費・食費の負担限 度額	介護保険施設(ショートステイを含む)でのサービスを利用する際、住民税非課税世帯で資産要件等に該当する方に対して、申請により居住費・食費の負担を軽減	↑介護保険課給付係 └03-5803-1388	
生計困難な方への利 用者負担額軽減制度	年間収入など一定の要件に該当する方は、申請により訪問介護などの利用者負担額が 10%から7.5%(老齢福祉年金の受給者は5%)に軽減 ※利用しているサービスの提供事業者が東京都と文京区に減額の申出を行っている場合 に限る		
高額介護合算療養費 の支給	1年間(毎年8/1〜翌年7/31)に医療保険・介護保険の両保険でかかった自己負担額を世帯内で合算し、限度額を超えた分について、申請により支給 ※対象者には申請書を送付	● 文京区国民健康保険の方 国保年金課国保給付係 ●03-5803-1193 ● 後期高齢者医療制度の方 国保年金課高齢者医療係 ●03-5803-1205 ● その他の医療保険の方 加入している各医療保険	

